

和 8 年 1 0 月 1 日以降の納付方法について

市役所庁舎内の横浜銀行大和支店派出所の営業終了（廃止）に伴い、令和 8 年 9 月 30 日をもって、収納課窓口および市役所庁舎内での現金による市税等の納付受付を終了いたしました。令和 8 年 1 0 月 1 日以降の納付方法については、次のとおりです。

●市役所敷地内の ATM での納付 ※

納付書の表面に QR コードのある納付書は、市役所敷地内の ATM で現金での納付が可能です。ただし、土曜日は硬貨での納付及びおつりの受けとりはできません。（紙幣のみの取り扱いは可能です。）

●キャッシュレス納付 ※

スマートフォン決済アプリや、インターネットバンキング、クレジットカードによる納付も可能です。（納付書に記載のバーコード，QR コードをご確認ください）

※市役所敷地内 ATM での納付、又はキャッシュレス納付の場合、領収証書は発行されません。すぐに納税証明の取得を希望する場合は、領収証書が発行される他の納付方法で納付し、納税証明取得時に領収証書をご提示ください。

●金融機関等での納付

納付書が使用可能な金融機関窓口、または最寄りのコンビニエンスストア等をご利用ください。

●口座振替のご利用

指定口座からの自動引き落としもご利用いただけます。お手続きは収納課窓口または各金融機関までお尋ねください。